

令和 5 年 5 月 8 日

保護者各位

いわき湯本高等学校長

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行及び 5 類感染症への移行後の
学校における新型コロナウイルス感染症対策について（お願い）

このことについて、文部科学省から示されたことを踏まえ、県教育委員会より、令和 5 年 5 月 8 日以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策について通知がありました。

つきましては、本校において、下記のとおり対応してまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 学校保健安全法施行規則の位置付けの見直し

（１）新型コロナウイルス感染症を学校保健安全法体系における感染症の種類の第 2 種感染症に位置付けます。

（２）出席停止期間の基準

「発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで」とします。無症状の感染者に対する出席停止期間の取扱いについては、検体を採取した日から 5 日を経過するまでを基準とします。

（３）濃厚接触者としての特定は行われないことから、新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった場合も感染が確認されていない生徒については、直ちに出席停止の対象とはしません。

2 平時から求められる感染症対策（マスクについては、着用を求めないことが基本になります。）

（１）健康観察

○発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養してください。

○学校と家庭が連携し、生徒の健康状態を把握します。

（２）換気の確保

○気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに、2 方向の窓を同時に開けて換気をします。

○十分な換気が確保できない場合には、空気清浄機等の活用など、換気のための補完的な措置を講じ、可能な限り十分な換気を確保します。

（３）手洗い等の手指衛生

○外から教室に入る時やトイレの後、給食の前後など、流水と石けんでのこまめな手洗いを指導します。

（４）清掃

○一時的な消毒効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ちます。

3 感染流行時における感染症対策

（１）マスクの取扱い

○教職員が着用する又は生徒に着用を促すこともあります。（その場合には、着用を強いることがないようにします。）

（２）活動場面ごとの感染症対策

- 「感染リスクが比較的高い活動」等に当たって、活動場面に応じて「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること、生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の対策を講じます。